

2 交差部の交差方式等の検証

(1) 立体交差

本検討において、立体交差とは、都市計画道路と都市計画道路との立体交差を指します。その機能としては、円滑な交通の確保及び速達性の向上が挙げられます。



図3-20 立体交差（オーバース）
のイメージ



図3-21 立体交差（アンダーパス）
のイメージ

検証対象

都市計画道路と都市計画道路との立体交差（事業中及び優先整備路線等を除く。^[1]）のうち、立体交差の構造物が未着手の箇所としました。

[1] 立体交差計画がある交差点で交差道路の主道路に事業中又は優先整備路線等が含まれる場合は対象外としました。

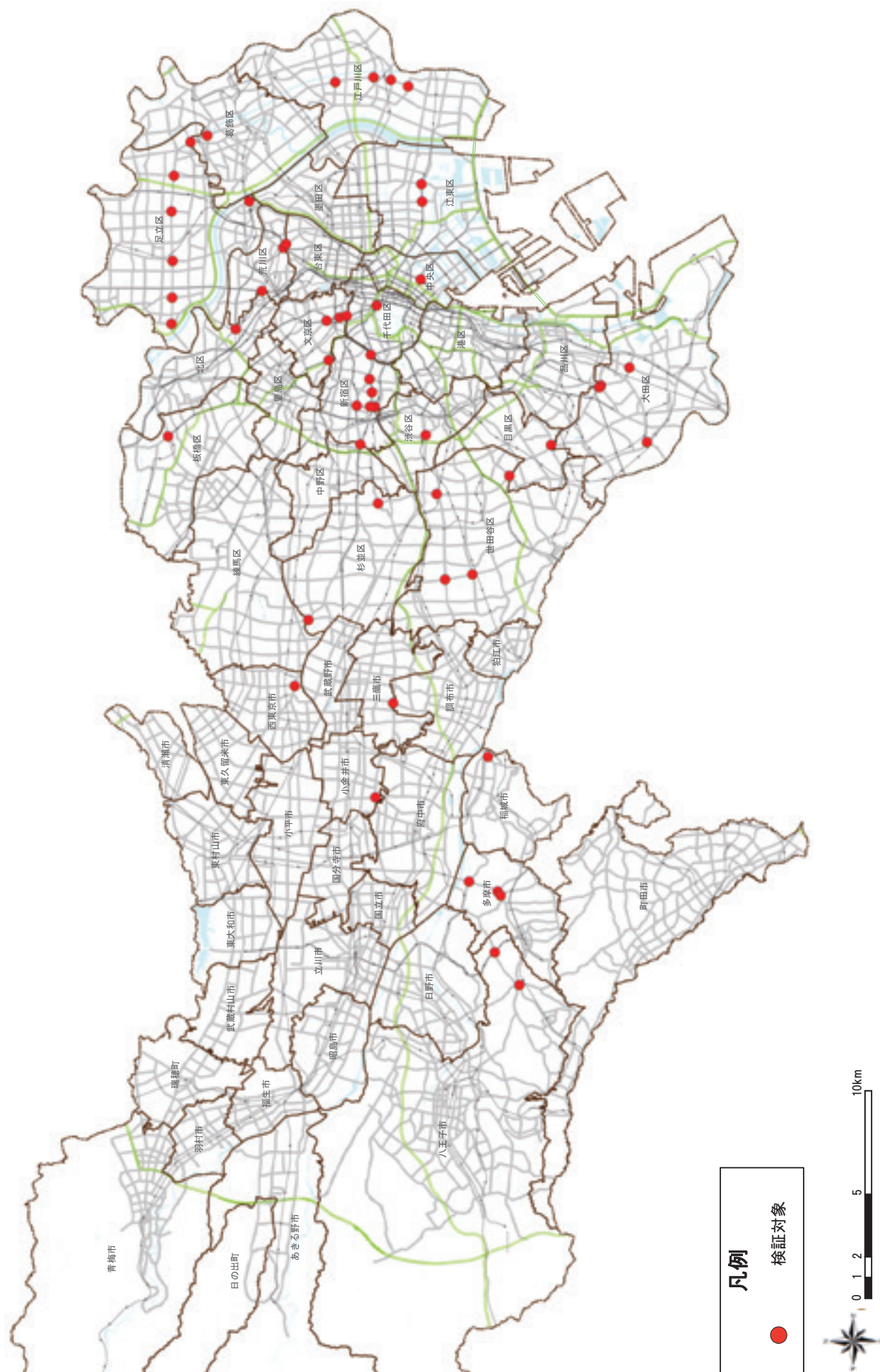


図 3-22 立体交差 検証対象

検証方法

立体交差については、都市間連携に資する幹線道路を設定するとともに、地域の実情も踏まえ、以下のとおり立体交差計画の要否を検証しました。

1) 都市間連携に資する幹線道路について

広域的な都市構造を考慮し、都市間を連携するなど、立体交差化による交通の円滑化・速達性の向上を重視する路線（主要な交通機能を担う国道及び原則4車線以上の幹線道路）を、「都市間連携に資する幹線道路」として下記のとおり設定し、この道路に位置する立体交差計画は、「計画の存続」^[1]としました。



図3-23 都市間連携に資する幹線道路

[1] 立体交差計画において、従道路が「都市間連携に資する幹線道路」である場合も含みます。

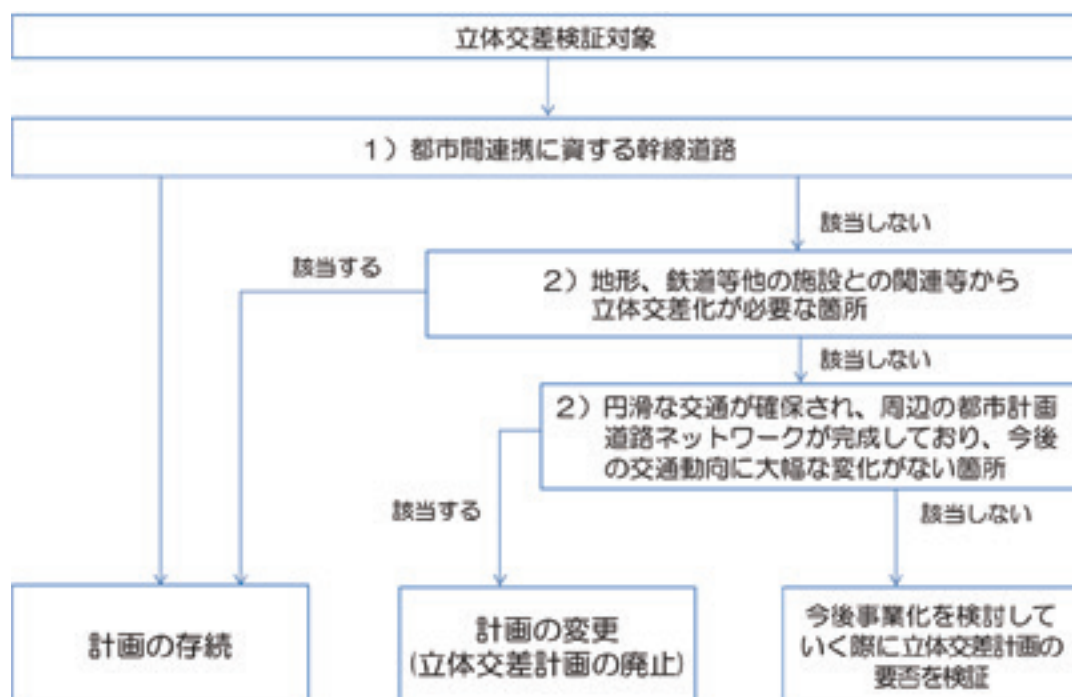
2) 地形や交通状況等の地域の実情による評価

立体交差計画が「都市間連携に資する幹線道路」に位置していないが、地形、鉄道等の施設との関連等から立体交差化が必要な箇所については、「計画の存続」としました。

それ以外の立体交差計画については、現況の平面交差点で円滑な交通が確保されていることに加え、周辺の都市計画道路ネットワークが完成していることにより、今後の交通動向に大幅な変化がないと検証された立体交差計画は、「計画の変更（立体交差計画の廃止）」を行う箇所としました。

さらに、これらに該当しない立体交差計画については、今後の周辺道路ネットワークの状況や交通動向等を踏まえ、「今後事業化を検討していく際に立体交差計画の要否を検証」を行う箇所としました。

以上の1) 2) についてまとめると下記のようなフローになります。



検証結果

以上を踏まえ、立体交差の【計画の変更（立体交差計画の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に立体交差計画の要否を検証】予定路線（箇所）の一覧表及び位置図を示します。

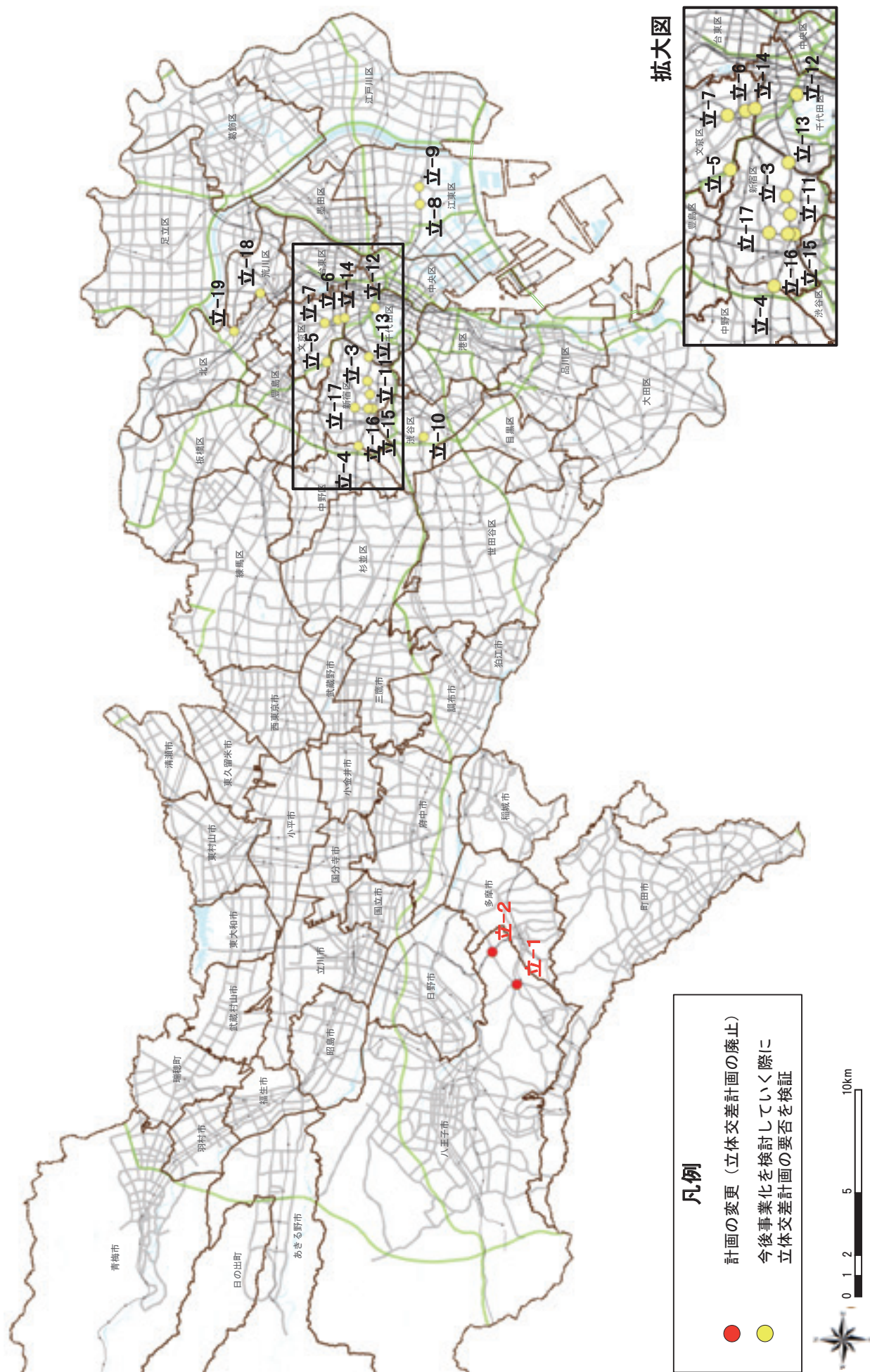
また、【計画の変更（立体交差計画の廃止）】予定路線の箇所図を示します。

表 3-2 【計画の変更（立体交差計画の廃止）】予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名	交差点名	所在 区市町	変更に向けた 検討主体
立-1	八王子3・2・5号線	大栗川橋南	八王子市	都
立-2	八王子3・4・8号線	堰場	八王子市	都

表 3-3 【今後事業化を検討していく際に立体交差計画の要否を検証】
予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名	交差点名	所在 区市町
立-3	放射6号線	住吉町	新宿区
立-4	放射6号線	淀橋	新宿区・中野区
立-5	放射7号線	江戸川橋	文京区
立-6	放射9号線	壱岐坂下	文京区
立-7	放射9号線	西片	文京区
立-8	放射16号線	東陽町駅前	江東区
立-9	放射16号線	日曹橋	江東区
立-10	放射23号線	代々木公園交番前	渋谷区
立-11	放射24号線	富久町西	新宿区
立-12	環状1号線	気象庁前	千代田区
立-13	環状2号線	市谷八幡町	新宿区
立-14	環状2号線	水道橋	文京区
立-15	環状5の1号線	新宿二丁目	新宿区
立-16	環状5の1号線	新宿五丁目東	新宿区
立-17	環状5の1号線	新宿七丁目	新宿区
立-18	環状5の2号線	田端新町一丁目	北区・荒川区
立-19	環状5の2号線	—	北区



【立体交差】

立-1 八王子3・2・5号線（大栗川橋南交差点）



立-2 八王子3・4・8号線（堰場交差点）



変更予定路線： 、完成又は事業中の路線：

図3-25 【計画の変更（立体交差計画の廃止）】 予定路線の箇所図

(コラム/参考)都市間連携に資する幹線道路について

「都市づくりのグランドデザイン」では、「交流・連携・挑戦の都市構造」の実現を目指す上で、環状メガロポリス構造で重視した道路ネットワークを更に強化・活用することとしています。そして、道路・交通ネットワークの発達等による時間距離の短縮を踏まえ、産業や観光など、様々な分野における交流・連携の強化を図ることとしています。

交差部の交差方式等の検証のうち、立体交差の検証においては、このような広域的な都市構造を考慮し、都市間を連携するなど、立体交差化による交通の円滑化・速達性の向上を重視する路線として、「都市間連携に資する幹線道路」を設定しました。

[交流・連携・挑戦の都市構造]

環状メガロポリス構造で重視した道路ネットワークを更に強化・活用するとともに、東京の大きな強みの1つである網の目の鉄道ネットワークも充実・活用し、「自由自在な移動と交流」を支えます。

また、空港・港湾機能を一層強化することで、東京圏にとどまらず、国内外を視野に入れ、「交流・連携・挑戦」を促進していきます。

これらの道路・交通ネットワークの発達等による時間距離の短縮を踏まえ、従来の環状メガロポリス構造よりも広い圏域も視野に入れ、産業や観光など、様々な分野における交流・連携の強化を図ります。

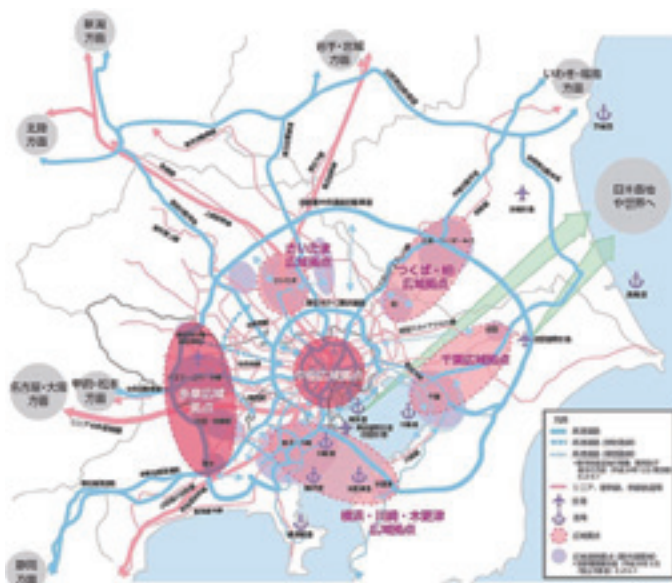


図3-26 交流・連携・挑戦の都市構造

出典：「都市づくりのグランドデザイン」（平成29年9月 東京都）

○中央環状線内側の幹線道路について

都内における都市高速道路は、自動車交通の混雑緩和や一般街路から通過交通の排除等を図ることを目的とした一般街路と平面交差のない自動車専用道路です。特に中央環状線内側の都市高速道路は、幹線街路に期待される速達性などの機能の一部を担っています。

このため、本検討では中央環状線内側の幹線街路（国道除く）は、立体交差の検証における「都市間連携に資する幹線道路」としないこととしました。



図3-27 都内における都市高速道路

（２）交差点拡幅部

交差点拡幅部とは、左（右）折車線の設置を考慮した、交差点部における付加車線用の拡幅部です。左（右）折交通が特に多い場合や、左（右）折車及び左（右）折の流出部の歩行者がともに多い場合など、交通処理のため左（右）折車線の設置が必要とされる交差点において、単路部の計画幅員より広く計画されている箇所をいいます。

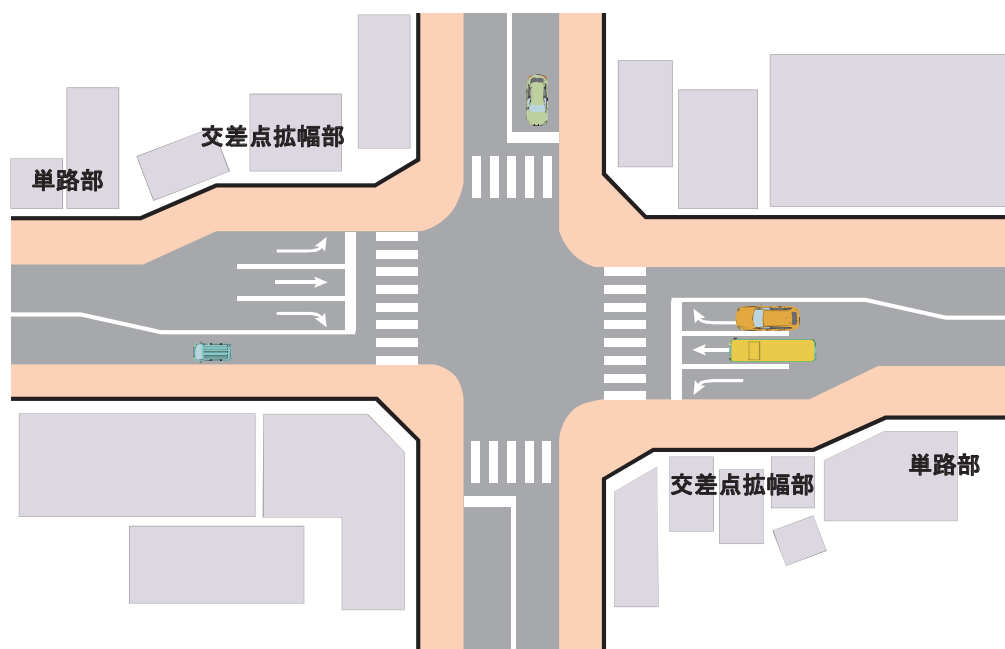


図 3-28 交差点拡幅部のイメージ

検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、交差点拡幅部が未着手の箇所^{〔1〕}としました。

〔1〕 交差するいずれかの都市計画道路に事業中又は優先整備路線等が含まれる場合は対象外としました。

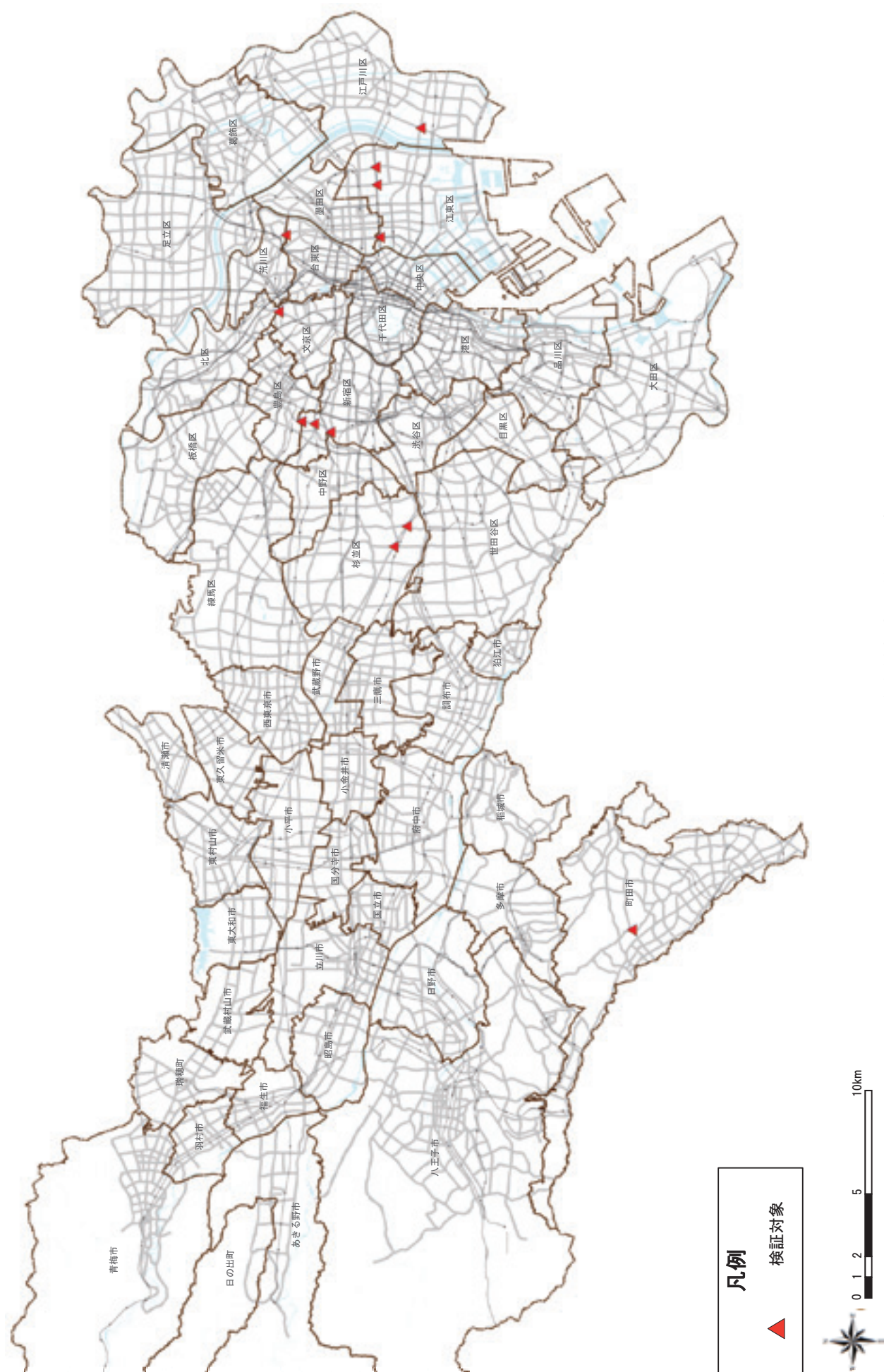


図 3-29 交差点拡幅部 検証対象

検証方法

交差点拡幅部を含む交差点については、以下のとおり分類し、交差点拡幅部の要否を検証しました。

- ①交差する全ての都市計画道路の単路部が完成している交差点拡幅部
- ②交差するいずれかの都市計画道路に現道無道路又は概成道路が存在する交差点拡幅部

①交差する全ての都市計画道路の単路部が完成している交差点拡幅部

円滑な交通が確保されており、道路線形や歩行者交通などの面から安全性に大きな問題がないと検証された交差点拡幅部は、「計画の変更（交差点拡幅部の廃止）」を行う箇所としました。

それ以外は「計画の存続」としました。

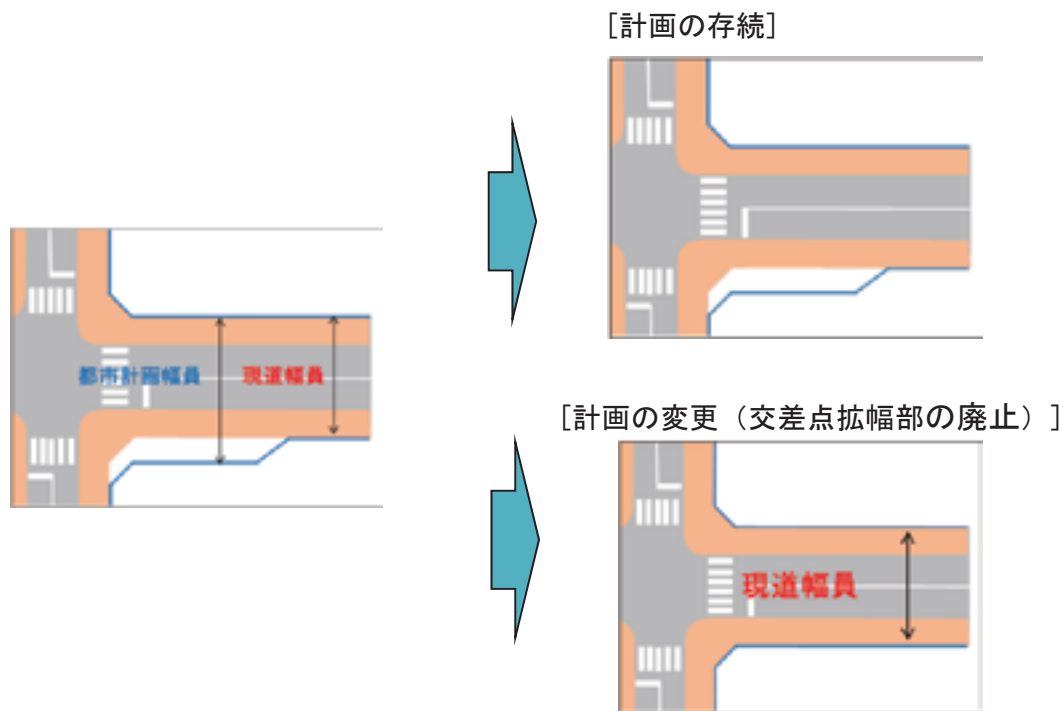


図3-30 交差する全ての都市計画道路の単路部が完成している交差点拡幅部

②交差するいずれかの都市計画道路に現道無道路又は概成道路が存在する交差点拡幅部

今後の周辺の都市計画道路ネットワークの状況や交通動向等を踏まえ、「今後事業化を検討していく際に交差点拡幅部の要否を検証」を行う箇所としました。

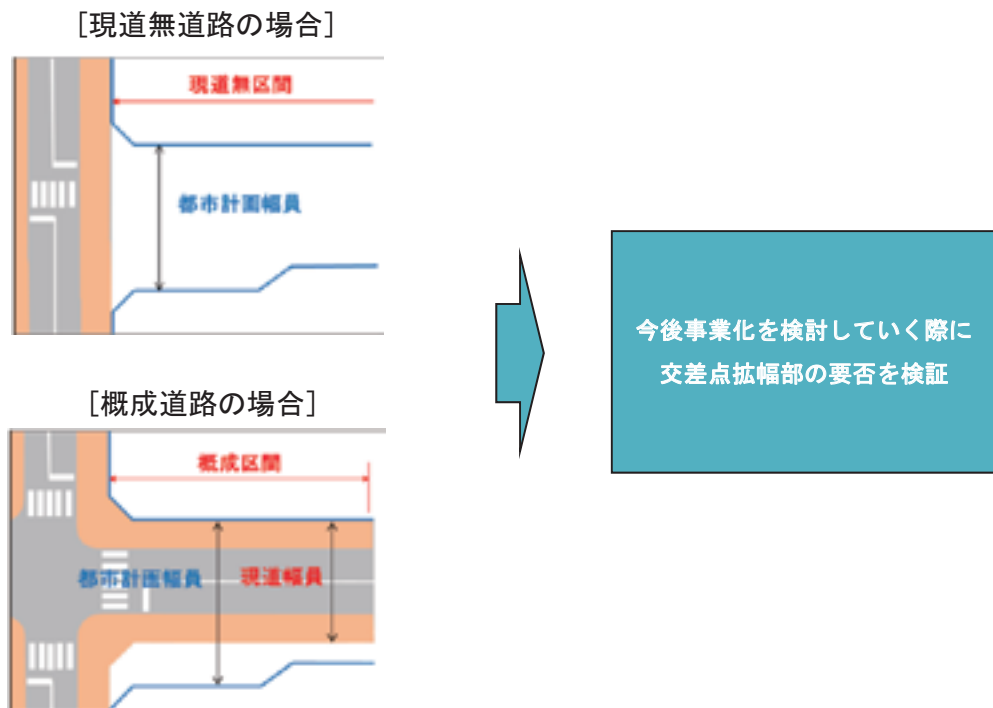


図 3-31 交差するいずれかの都市計画道路に現道無道路又は概成道路が存在する交差点拡幅部

検証結果

以上を踏まえ、交差点拡幅部の【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に交差点拡幅部の要否を検証】予定路線（箇所）の一覧表及び位置図を示します。

また、【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】予定路線の箇所図を示します。

表 3-4 【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名		交差点名	所在 区市町	変更に向けた 検討主体
交-1	放射 31 号線	補助 110 号線	森下駅前	江東区	都

表 3-5 【今後事業化を検討していく際に交差点拡幅部の要否を検証】
予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名		交差点名	所在 区市町
交-2	放射 7 号線	補助 73 号線	—	新宿区
交-3	放射 23 号線	補助 128 号線	永福町駅前	杉並区
交-4	放射 23 号線	補助 133 号線	—	杉並区
交-5	放射 31 号線	環状 4 号線	大島六丁目	江東区
交-6	放射 31 号線	補助 116 号線	区民センター前	江東区
交-7	環状 4 号線	補助 93 号線	動坂下	文京区
交-8	環状 4 号線	補助 108 号線	汨橋	荒川区
交-9	補助 73 号線	補助 74 号線	小滝橋	新宿区
交-10	補助 73 号線	補助 76 号線	—	新宿区
交-11	町田 3・4・15 号線	町田 3・4・40 号線	—	町田市

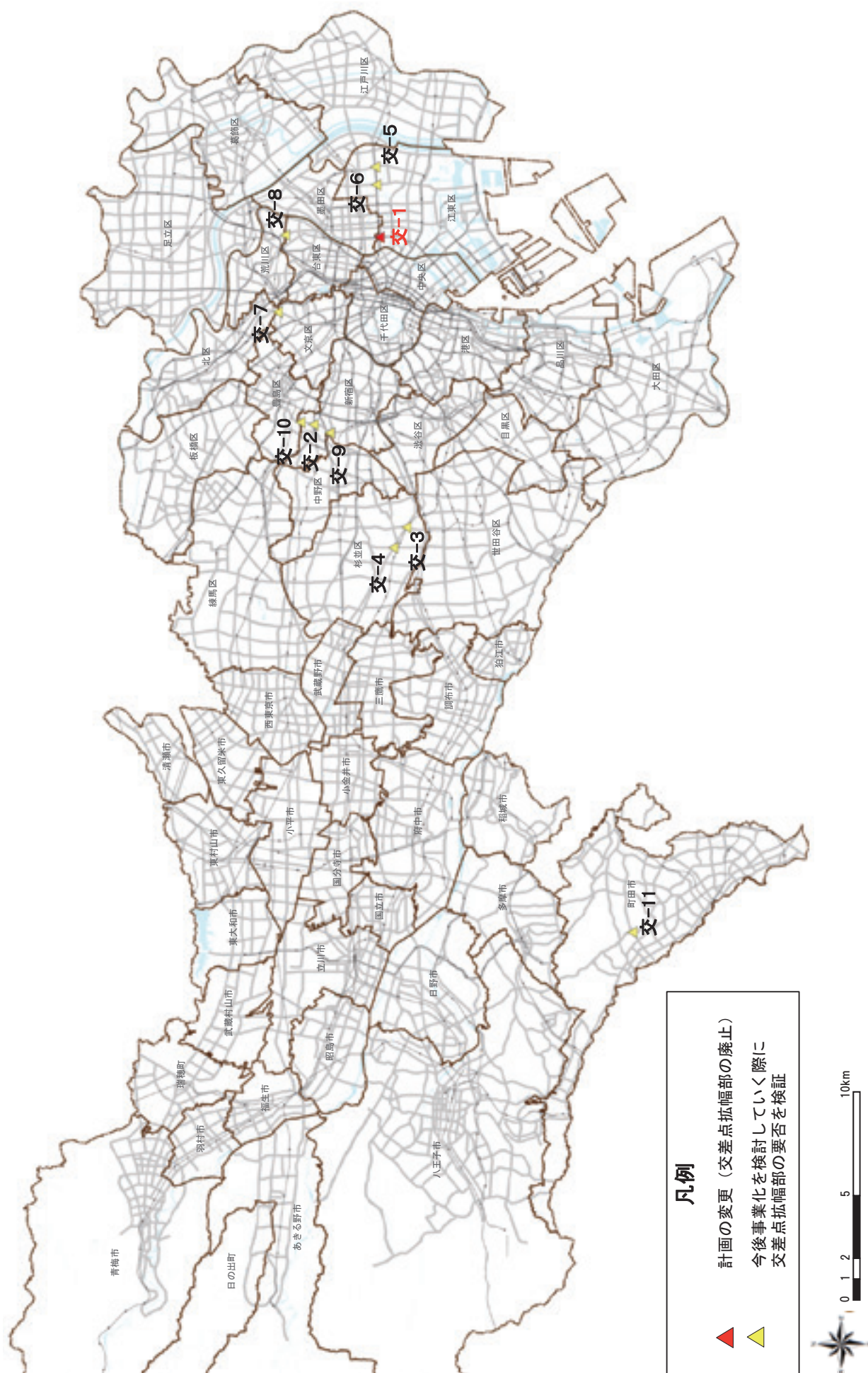


図 3-32 【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に交差点拡幅部の要否を検証】予定路線の位置図

【交差点拡幅部】

交-1 放射31号線，補助110号線（森下駅前交差点）



変更予定路線： 、完成又は事業中の路線：

図 3-33 【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】 予定路線の箇所図

(3) 支線

支線は、交差する都市計画道路の交差部において①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線と、②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線とに分類されます。

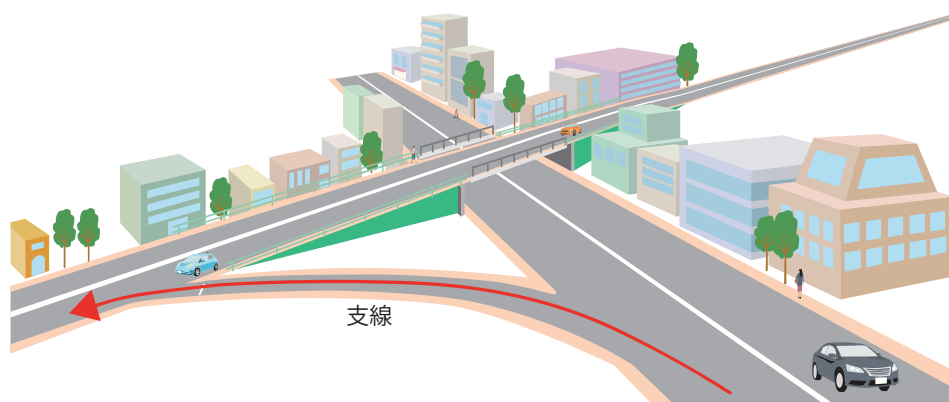


図3-34 地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線のイメージ

検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、支線が未着手の箇所^{〔1〕}としました。

〔1〕 現在まちづくりの検討を行っている支線は対象外としました。

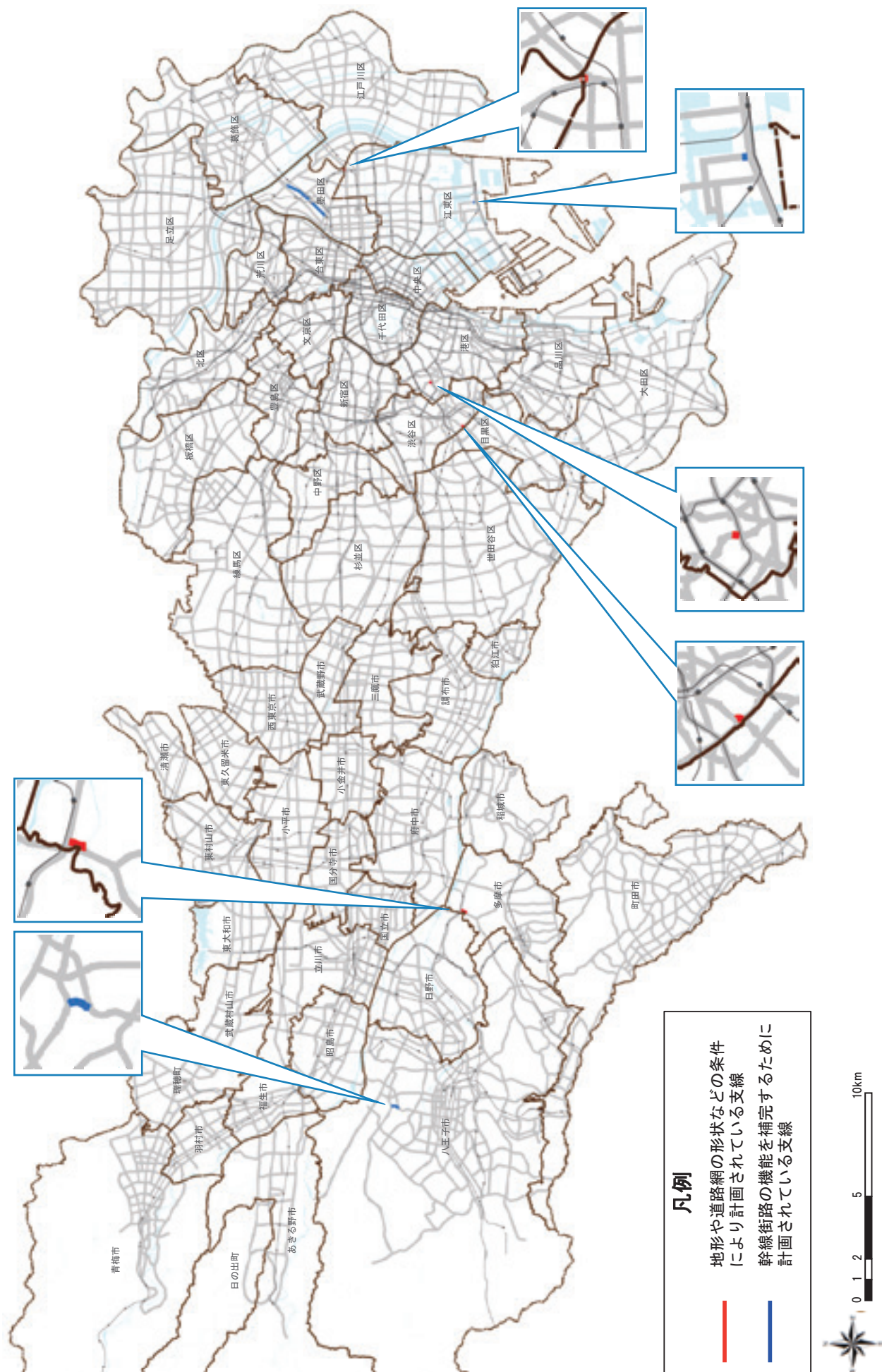


図 3-35 支線 検証対象

計画されている支線の機能については、以下のとおり分類し、地域の実情を踏まえ、支線の要否を検証しました。

①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線

②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線

①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線

支線と接続する本線が完成しており、周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな問題がないと検証された支線については「計画の変更（支線の廃止）」を行う箇所としました。

本線が未整備の支線や周辺の交通状況等を考慮する必要がある支線については、地形の状況や今後の交通動向等を踏まえ、「今後事業化を検討していく際に支線の要否を検証」を行う箇所としました。

②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線

下記のとおり分類して支線の要否を検証し、「計画の変更（支線の廃止）」を行う箇所、又は「計画の存続」とする箇所としました。

1）広域的な道路の支線（概成道路）

概成道路における拡幅整備の有効性の検証を行い、支線の要否を検証しました。

2）地域的な道路の支線（概成道路）

概成道路における拡幅整備の有効性の検証と、既存道路による代替可能性の検証を行い、支線の要否を検証しました。

3）地域的な道路の支線（現道無道路）

既存道路による代替可能性^[1]の検証を行い、支線の要否を検証しました。

[1] P70 の第3章4（1）既存道路による代替可能性を参照してください。

検証結果

以上を踏まえ、支線の【計画の変更（支線の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に支線の要否を検証】予定路線の一覧表及び位置図を示します。

また、【計画の変更（支線の廃止）】予定路線の箇所図を示します。

表 3-6 【計画の変更（支線の廃止）】予定路線の一覧表

No.	路線名	所在 区市町	延長 (m)	変更に向けた 検討主体
支-1	放射 14 号線支線 1	江東区	130	区
支-2	環状 4 号線支線 1	港区	150	都

※ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

表 3-7 【今後事業化を検討していく際に支線の要否を検証】
予定路線の一覧表

No.	路線名	所在 区市町	延長 (m)
支-3	補助 50 号線支線 1	渋谷区	100
支-4	多摩 3・3・10 号線支線 1	多摩市	310

※ここで示す延長は目安です。

[1] 環状 4 号線支線 1 は、第 3 章 3（1）都市計画公園等との重複の検証対象となっています。（P56 参照）

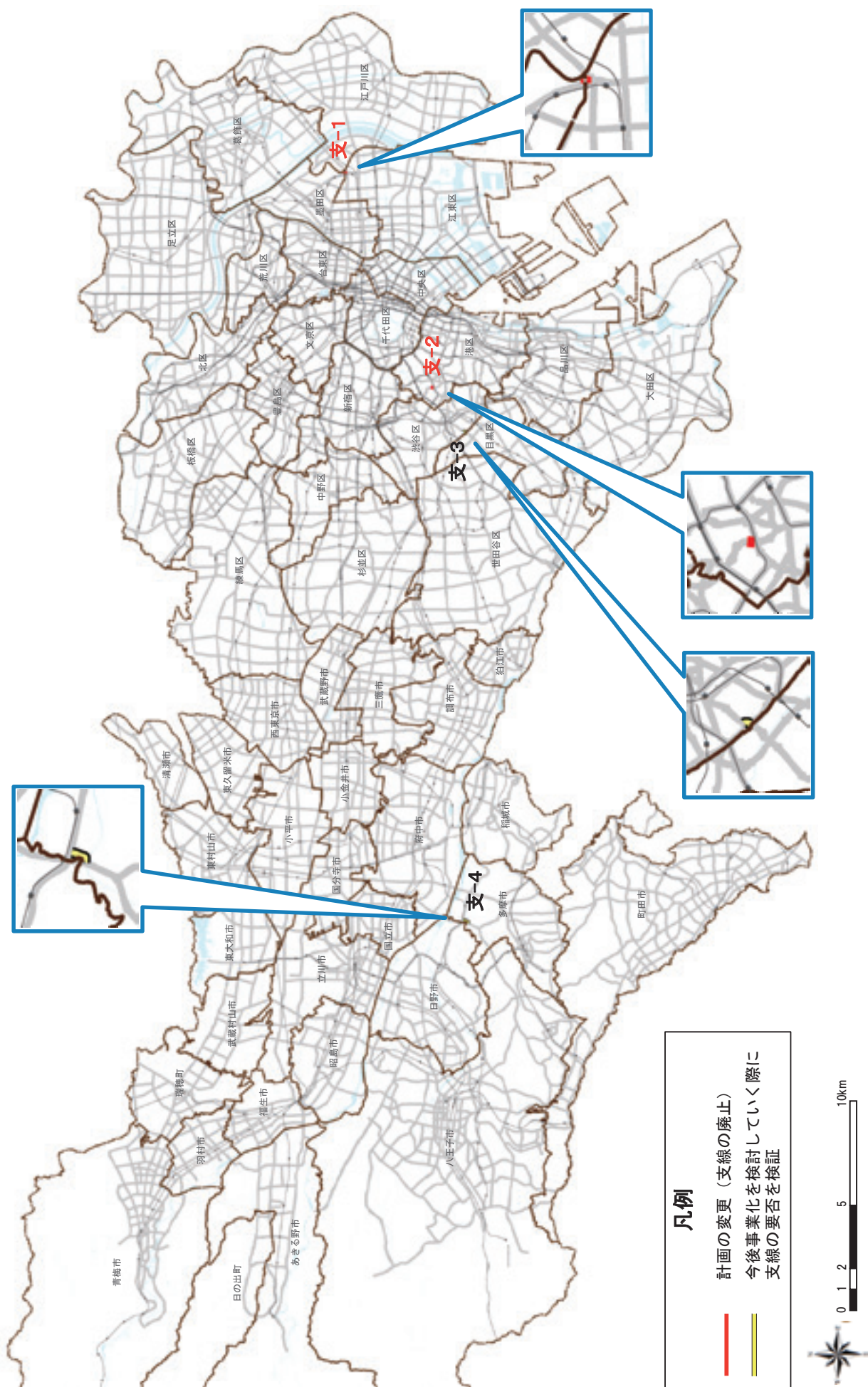


図 3-36 【計画の変更（支線の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に支線の要否を検証】予定路線の位置図

【支線】

支-1 放射14号線支線 1



支-2 環状4号線支線 1



変更予定路線： ■ 、完成又は事業中の路線： ■、概成道路： ■ ■ ■
 区市町境： ■■■■■■■■■■

図 3-37 【計画の変更（支線の廃止）】予定路線の箇所図

(4) 橋詰

橋詰とは、主に橋の架け替え用地、災害時の一時避難場所、材料置き場・交番等の敷地として使用するための空間として、関東大震災後の復興事業で制度化されたものです。その後の戦災復興計画においても、橋詰には十分な広場を設けることとされていましたが、昭和33年に旧道路構造令と旧街路構造令が統合された新しい道路構造令には、橋詰に関する規定はなくなりました。東京都においても、昭和39年及び41年の都市計画道路の再検討以降、原則として橋詰は都市計画として計画決定されなくなりました。

橋詰が完成した箇所は、橋の架け替え用地のほか、交番、トイレ、防災倉庫等の施設用地等として使われていますが、橋詰が未着手の箇所があります。

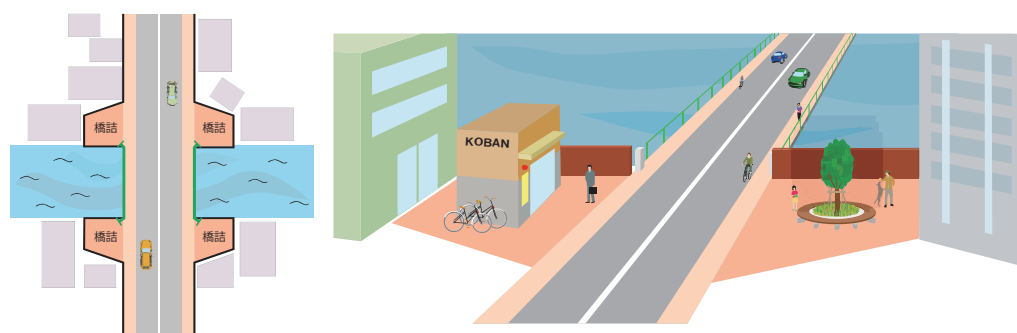
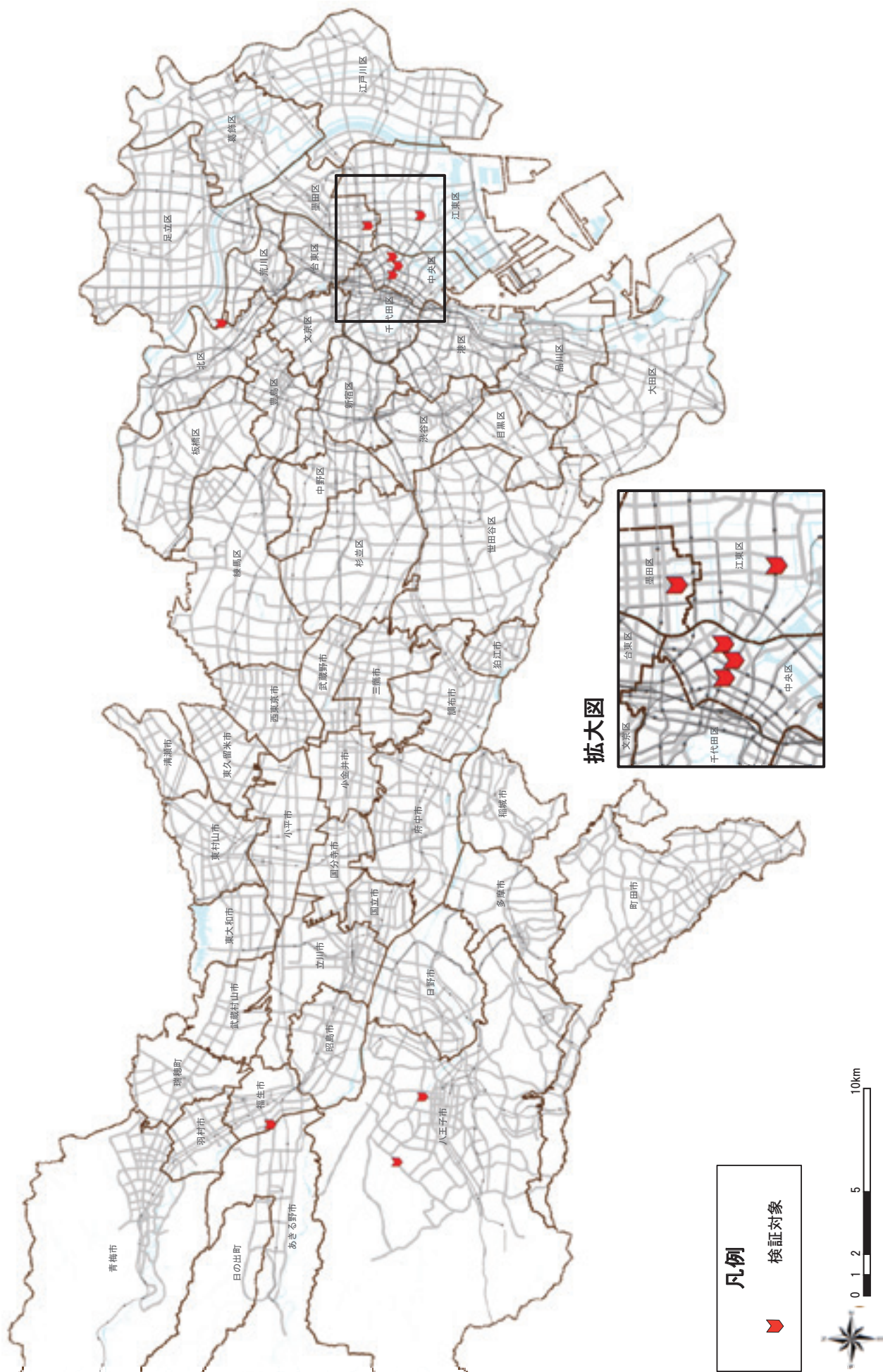


図3-38 橋詰のイメージ

検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、橋詰が未着手の箇所^{〔1〕}としました。

〔1〕 橋詰が道路区域等になっている箇所は対象外としました。



検証方法

橋詰は、震災復興都市計画等により都市計画決定されましたが、その後、道路構造令に橋詰の記載がなくなったことから、現在、新たな都市計画決定は行っていません。

このような状況を考慮し、既に橋梁が完成、又は概成道路となっている橋詰については、架け替え用地としての必要性を確認した上で、基本的には、「計画の変更（橋詰の縮小）」を行う箇所としました。

また、それ以外の橋詰については、地形の状況や橋梁計画等を踏まえ、「今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証」を行う箇所としました。

検証結果

以上を踏まえ、橋詰の【計画の変更（橋詰の縮小）】及び【今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証】予定路線（箇所）の一覧表及び位置図を示します。

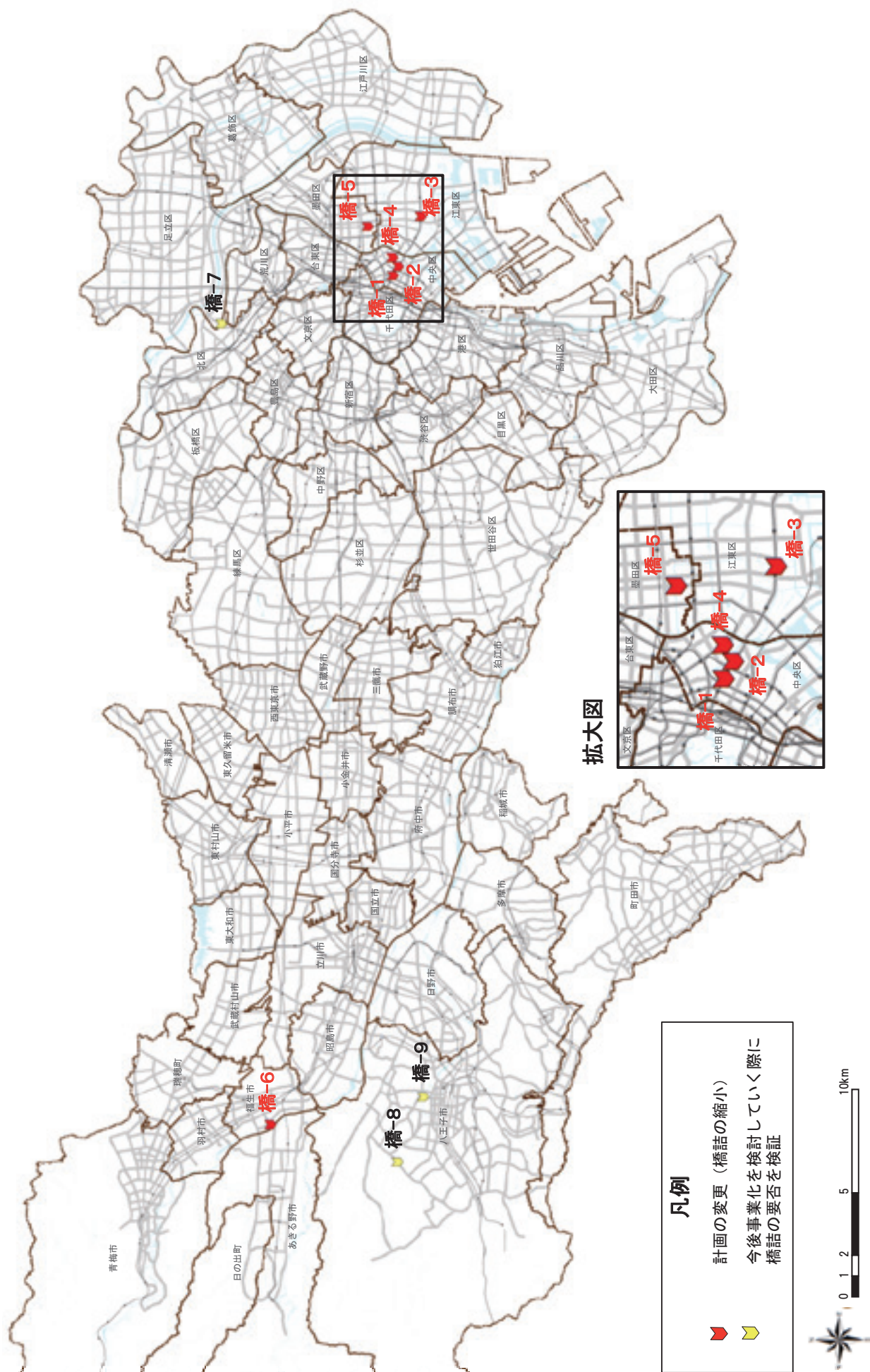
また、【計画の変更（橋詰の縮小）】予定路線の箇所図を示します。

表 3-8 【計画の変更（橋詰の縮小）】予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名	橋梁名等	所在 区市町	変更に向けた 検討主体
橋-1	放射 16 号線	千代田橋（旧楓川、右岸下流側）	中央区	都
橋-2	放射 16 号線	霊岸橋（亀島川、右岸上流側）	中央区	都
橋-3	放射 16 号線	沢海橋（大横川、左岸上流側）	江東区	都
橋-4	補助 112 号線	旧土州橋（旧箱崎川、左岸上流側）	中央区	都
橋-5	補助 119 号線	新竪川橋（竪川、左岸下流側）	墨田区	区
橋-6	福生 3・4・2 号線	多摩橋（多摩川、左岸下流側）	福生市	都

表 3-9 【今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証】
予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名	橋梁名等	所在 区市町
橋-7	補助 91 号線	—（隅田川）	北区・足立区
橋-8	八王子 3・4・63 号線	—（浅川）	八王子市
橋-9	八王子 3・5・49 号線	暁橋（浅川）	八王子市



【橋詰】

橋-1 放射16号線（千代田橋）



橋-2 放射16号線（霊岸橋）



橋-3 放射16号線（沢海橋）



橋-4 補助112号線（旧土州橋）



橋-5 補助119号線（新豎川橋）



橋-6 福生3・4・2号線（多摩橋）



変更予定路線： 、完成又は事業中の路線： 、概成道路：
区市町境：

図3-41 【計画の変更（橋詰）】 予定路線の箇所図